社会福祉法人守山市社会福祉協議会自治会健康福祉部会設置

および活動充実強化事業費助成金交付要綱

（目的）

第１条　守山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）が推奨する自治会健康福祉部会（以下「部会」という。）の設置とその活動の充実・強化のための必要な経費の一部または全部を毎年度予算の範囲内で助成するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めによる。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付の対象者は、自治会とする。

（助成対象活動）

第３条　助成金の対象活動は、次の各号に定めるところとし、第１号については必須、第２号については、３つ以上を選択し取り組むこととする。なお、助成金を受ける期間が４年目以降の場合は、第２号イに掲げる見守り支え合い活動を含めて実施することとし、その対象者の災害時の支援の検討や日常生活の支援等に積極的に取り組むこととする。

(1) 基本活動

　　ア 部会の設置、または設置に向けた協議。ここでいう部会の設置とは、自治会の規約に位置付けられた組織の設置という意味とするが、助成金を受けることを契機に、自治会の規約への位置付けに向け、検討する場を設置することも部会の設置と見なすことができる。

イ 部会の定期開催。部会の内容は、次号の活動の実施に向けた打合せや振返り等とする。ただし、部会の未設置の自治会については、設置に向けた検討等も部会の開催と見なすことができる。

(2) 充実・強化活動

　　ア ふれあい交流活動（すこやかサロン、子育てサロン、世代間交流事業など）

　　イ 見守り支え合い活動（本会が進める「見守り支え合い活動助成」を活用した取り組み、日常生活支援活動など）

　　ウ 研修活動（本会が実施する「出前講座」等を活用した研修会の開催、要援護者の福祉マップの作成・更新など）

　　エ 広報活動（社会福祉の現状や課題などについて自治会員に周知する広報紙の発行など）

　　オ その他、部会に必要と思われる活動

２　部会の名称は、活動計画が推奨している名称であり、前項に示す活動を推進されるのであれば、その名称は限定しない。

（助成金の額および使途）

第４条　助成金の額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 部会の定期開催 | 助成金 |
| 年６回以上 | ３０，０００円 |
| 年３回以上５回以下 | ２０，０００円 |

２　助成金の使途は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用料および賃借料 | 施設利用料、器具賃借料 |
| 印刷製本費 | 記録写真代、コピー代、案内チラシ代 |
| 通信運搬費 | 切手代、小包送料 |
| 消耗品費 | 事務用品代 |
| 報償費 | 講師謝礼、交通費 |
| ボランティア保険料 | ボランティア保険代 |
| 会議費 | お茶代 |

（助成金の交付の申請等）

第５条　助成金の交付を申請する自治会（以下「申請者」という。）は、実施計画書兼収支予算書（別記様式第１号）、部会員名簿（任意様式）および助成金請求書（別記様式第２号）を社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

２　会長は、交付決定兼振込通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

３　事業実施終了後、毎年３月20日までに、申請者は、実施報告書兼収支決算書（別記様式第４号）のほか、実績にかかる写真・チラシ等を会長に提出するものとする。

４　会長は、提出された実施報告書兼収支報告書により事業費を確定し、申請者に確定通知書（別記様式第５号）により通知するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

この要綱は、令和 ４年４月１日から施行する。

別記様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

自治会健康福祉部会設置・活動充実強化事業実施計画書兼収支予算書

社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長　様

申請者　　　　　　　　　　　　　　自治会

会長　　　　　　　　　　　　　　　印

年度自治会健康福祉部会設置・活動充実事業について、下記のとおり計画します。

記

１　助成金申請額　　　　　　　　　　円

２　実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 部会の名称 |  |
| 規約による位置づけ | 有 ・ 無　　（規約名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 定期開催数 | 年　　　　　回　　　開催月（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 部 会 員※名簿（任意様式）の提出が必要です。 | □ 自治会役員（ 会長 ・ 副会長 ・ その他：　　　　　　　　　　　　 ）□ 民生委員・児童委員□ 福祉協力員□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 充実・強化の内容（３つ以上） | □ ふれあい交流活動　　　　□ 見守り支え合い活動（４年目以降は必須）□ 研修活動　　　　　　　　□ 広報活動□ その他、部会に必要と思われる活動 |
| 予 算 | 事業費 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |
| 内 訳 | 助成金 |  |
|  |  |
| 　　　　　計 |  |
| 助成期間 | １年目　・　２年目　・　３年目　・　４年目以降 |

健康福祉部会年間活動予定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催時期 | 充実・強化の内容 | 活動内容（できるだけ具体的に） |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |

※部会員名簿（任意様式）および助成金請求書を併せてご提出ください。

別記様式第２号（第５条関係）

　　年　　月　　日

社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長　様

申請者　　　　　　　　　　　　　　自治会

会長　　　　　　　　　　　　　　　印

**自治会健康福祉部会設置・活動充実強化事業費助成金請求書**

　自治会健康福祉部会設置・活動充実強化事業費助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金　　　　　　　　　　　円

　　**振込先口座**

銀行　　　　　　　　　　　　 本店

農協　　　　　　　　　　　　 支店

◇金融機関名　　　　　　　　 信用金庫　　　　　　　　　　　出張所

　　◇預金種目　　　　□　普通預金　　　　　　□　当座預金

　　◇口座番号　　　　店番　　　　　　　　　番号

　　　フリガナ

◇名 義 人

別記様式第３号（第５条関係）

守社協第　　　　　　号

年　　月　　日

 様

社会福祉法人　守山市社会福祉協議会

会　長

自治会健康福祉部会設置および活動充実強化事業費交付決定兼振込通知書

　　　年　　月　　日付けで申請があった自治会健康福祉部会設置および活動充実強化事業費について、下記のとおり交付決定し貴指定の口座に助成金を振り込みますので通知します。

なお、事業実施終了後に精算を行いますので、　　　　年３月20日までに実施報告書兼収支決算書を提出していただきますようお願いします。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円（概算払い）

２　振込予定日　　　　　　年　　月　　日

別記様式第４号(第５条関係)

年　　月　　日

自治会健康福祉部会設置・活動充実強化事業実施報告書兼収支決算書

社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長　様

申請者　　　　　　　　　　　　　　自治会

会長　　　　　　　　　　　　　　　印

年度自治会健康福祉部会設置・活動充実事業について、下記のとおり報告します。

記

１　助成金交付額　　　　　　　　　　円

２　実施報告

|  |  |
| --- | --- |
| 部会の名称 |  |
| 規約による位置づけ | 　有 ・ 無　　（規約名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |
| 定期開催数 | 年　　　　　回 |
| 充実・強化の内容（必ず３つ以上） | □ ふれあい交流活動　　　□ 見守り支え合い活動（４年目以降は必須）□ 研修活動　　　　　　　□ 広報活動□ その他、部会に必要と思われる活動 |
| 成果・課題など | ※４年目以降の場合は、災害時の支援の検討や日常生活の支援等についてもご記入ください。 |
| 決 算 | 事業費 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |
| 内 訳 | 助成金 |  |
|  |  |
| 　　　　　計 |  |
| 助成期間 | １年目　・　２年目　・　３年目　・　４年目以降 |

健康福祉部会年間活動状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日 | 充実・強化の内容 | 活動内容（できるだけ具体的に） |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |
|  | □ふれあい交流活動□見守り支え合い活動□研修活動□広報活動□その他 |  |

※実施内容がわかる資料（写真、チラシ、成果物等）を添付してください。（広報誌等で活用する場合があります。）

別記様式第５号(第５条関係)

守社協第　　　　　　号

年　　月　　日

 様

社会福祉法人　守山市社会福祉協議会

会　長

自治会健康福祉部会設置・活動充実強化事業費確定通知書

　　　年　　月　　日付けで報告があった自治会健康福祉部会設置および活動充実強化事業費について、下記のとおり確定したので通知します。

　なお、既交付済額に返還金が生じましたので、助成金の一部（または全部）返還をお願いします。

記

１　確　定　額　　　　　　　　　　　円

２　既交付済額　　　　　　　　　　　円

３　返還を要する額　　　　　　　　　円